

令和7年度 交通災害共済 加入申込書

〔加入できる方〕

① 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村に住民登録のある方

市 朝霞市、桶川市、加須市、北本市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、
坂戸市、幸手市、志木市、白岡市、鶴ヶ島市、新座市、
蓮田市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、
三郷市、八潮市、吉川市、和光市（※50音順）

町村 伊奈町、小鹿野町、小川町、越生町、神川町、上里町、
川島町、杉戸町、ときがわ町、長瀨町、滑川町、鳩山町、
東秩父村、松伏町、美里町、皆野町、宮代町、三芳町、
毛呂山町、横瀬町、吉見町、寄居町、嵐山町（※50音順）

② ①の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に住んでいる方

※上記以外の方が加入されても見舞金給付の対象になりません



埼玉県マスコット「コバトン」

〔共済会費〕

年 額・・・（おひとり）**500 円**

※令和7年4月1日以降の中途加入の場合も同額です

〔共済期間〕

令和7年4月1日から
（中途加入の場合は、申込日の翌日）

令和8年3月31日まで

〔交通災害共済〕

交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする制度です。

自転車保険ではありません。

- 受付窓口は、お住まいの市役所・町村役場、又は最寄りのゆうちょ銀行・郵便局です
- ゆうちょ銀行・郵便局での受付は、令和7年12月末日までです
- 詳細はお住まいの市役所・町村役場の担当窓口にお問い合わせください

制度の詳細は埼玉県市町村総合事務組合ホームページへ▶

<http://www.sai-sougou.jp/koutsu.html>



申込書記入例

こちらの申込書は市町村窓口でもご利用できます

太線の中をボールペンで強くご記入ください

加入される方の住所を市町村名からご記入ください

加入される方の氏名をご記入ください

郵便局で加入手続きを行うとその場で領収書を兼ねた会員証が渡されます。

様式第1号

7年度

加入申込書兼仮領収書

(原符)



納税 者所 氏名 世帯主名	住所 〇〇市△△3-5-1 電話(フリガナ) 048 824-1174 サイタマ タロウ	番地 〇〇160-7-961037	振替口座番号 00160-7-961037
	加入者名 埼玉県市町村総合事務組合	令和7年度 会計 目 会費 項 会費 目 会費 助 会費	特別会計
合計金額 2 0 0 0		上記の金額を納付します。 納付場所 埼玉県、山梨県及び関東各都県 所在のゆうちょ銀行・郵便局 (納期限内に限る) 納期限 令和7年12月31日 (取りまとめ店) 〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター	
加入者 合計 500円		(会費年額) × 4 人	
共済 期間	令和7年4月1日(4月1日以降の加入の場合は領収日の翌日)から令和8年3月31日まで	自治 会	取扱い 取扱い
主 管 名	埼玉県市町村総合事務組合 048 (824) 1174	(金融機関等)	

- 申込みをされる方は、3枚とも切りはなさないで提出してください
- 訂正するときは、二重線で消し余白に記入してください(3枚とも)

記載された個人情報、適正に取り扱い、制度の目的以外に利用いたしません。

様式第1号

加入申込書兼仮領収書



7年度

(原 符)

納 入 者 所	市 町 村	番 地	振替口座番号	00160-7-961037						
			加 入 者 名	埼玉県市町村総合事務組合						
			令和7年度	会計	交通災害共済事業 特別会計					
	電話 ()	—	款	会費	項	会費	目	会費	節	会費
世帯主名	(フリガナ)		合計金額	千	百	十	円			
加 入 者 氏 名			上記の金額を納付します。				領 収 日 付 印			
1			納付場所 埼玉県、山梨県及び関東各都県 所在のゆうちょ銀行・郵便局 (納期限内に限る)							
2			納期限 令和7年12月31日 (取りまとめ店)							
3			〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター							
4										
5										
			加入者 合 計	(会費年額) 500円			×	人		
共済 期間	令和7年4月1日(4月1日以降の加入の場合は領収日の翌日)から令和8年3月31日まで		自 治 会	取扱日	. .		備考			
主 管 名			埼玉県市町村総合事務組合		048 (824) 1174					

(金融機関等)

様式第1号-2

加入申込書兼会員台帳



7年度

(納入済通知書)

納 入 者 所	市 町 村	番地	振替口座番号	00160-7-961037			
	加入者名		埼玉県市町村総合事務組合				
	令和7年度		会計	交通災害共済事業 特別会計			
	款	会費	項	会費	目	会費	節
世 帯 主 名	電話 (フリガナ)	会員世帯番号	合計金額	千	百	十	円
加入者氏名		会員番号	上記の金額を納付します。		領収日付印		
1			納期限 令和7年12月31日 (取りまとめ店) 〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター				
2							
3							
4							
5			加入者 合 計	(会費年額) 500円	×	人	
共済 期間	令和7年4月1日(4月1日以降の加入の場合は領収日の翌日)から令和8年3月31日まで		自治会	取扱日	備考		
主 管 名	埼玉県市町村総合事務組合 048 (824) 1174		取扱者				

(総合事務組合・市町村保管)

東037

見舞金支払記録

[illegible]

様式第1号-3

交通災害共済会員証
(領収証書)

7年度

納 入 者 所	市 町 村	番地	振替口座番号	00160-7-961037			
	電話 ()	—	加 入 者 名	埼玉県市町村総合事務組合			
			埼玉県市町村総合事務組合管理者				
世 帯 主 名	(フリガナ)	会員世帯番号	合計金額	千	百	十	円
加 入 者 氏 名		会員番号	上記の金額を領収しました。		領 収 日 付 印		
1			納期限 令和7年12月31日				
2							
3							
4							
5							
			加入者 合 計	(会費年額) 500円 × 人			
共済 期間	令和7年4月1日(4月1日以降の加入の場合は領収日の 翌日)から令和8年3月31日まで		自 治 会	取扱日	備考		
主 管 名	埼玉県市町村総合事務組合 048 (824) 1174			取扱者			

本票は会員証となりますので大切に保管
してください。

※領収日付印のないものは無効です。

(納入者保管)

※記載された個人情報は、適正に取り扱い、制度の目的以外に利用いたしません。

対象となる交通事故

- 共済期間中に日本国内で発生した下記の事故
 ○道路上を走行中の自動車、バイク、自転車などの車両による接触、衝突、転落、横転等の交通事故（自損事故を含む）
 ○踏切道における電車等との接触、衝突事故

見舞金が支払われないもの

- 歩行中の転倒事故
 ○駐停車中の車両の乗降時における事故
 ○会員の故意又は重大な過失による事故
 ○会員の無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
 ○不正に見舞金請求した場合
 ○地震、洪水、津波等の天災による事故 ○その他、交通事故以外の事故

共済見舞金額

災害区分及び災害程度に応じた見舞金が支払われます。（請求できるのは**実際に治療を受けた日数（治療実日数）が3日以上**からです。）

1	災害区分	災害程度	金額
1	死亡（※備考④）	死亡（事故の日から1年以内に交通事故が原因で死亡の場合）	120万円
2	傷害1 （交通事故証明書が得られる場合）	入院 1日につき2千円 ●それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 合計額が2万円に満たないときは2万円とし、22万円を超えるときは22万円を限度とします 通院 1日につき1千円 往診	2万円～22万円
3	傷害2 （交通事故証明書が得られない場合）	入院 1日につき2千円 ●単価に日数を掛けた金額 合計額が2万円に満たないときは2万円とし、6万円を超えるときは6万円を限度とします 通院 1日につき1千円 往診	2万円～6万円

備考 ①同じ日に2つ以上の医療機関等で治療を受けた場合は、その日は1日として計算します。
 ②精神的疾患又は治癒後の治療は対象となりません。
 ③交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。
 ④交通事故証明書が得られない場合は、傷害2の適用となります。

身体障害見舞金

傷害1の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害を残すことになった場合に80万円が支払われます。

請求期間 交通事故にあった日の翌日から起算して3年以内

○交通災害共済についての詳細は、市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

見舞金請求手続き

見舞金の請求は、ご加入いただいた市役所・町村役場の担当窓口をお願いします。

共済見舞金を請求できる期間は、交通事故にあった日の翌日から起算して「2年以内」です。治療継続中でも2年を経過した場合は請求できません。

見舞金請求に必要な書類

見舞金請求には下記書類の原本が必要です。事故状況によっては、代用できる書類がありますので、書類を揃える前に、市役所、町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

必要な書類（書類の費用は自己負担になります。）	傷害1	傷害2	死亡	身体障害
① 会員証	○	○	○	○
② 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）	○		○	
③ 交通事故自認書（交通事故証明書が得られない場合）		○		
④ 診断書（様式第11号）・・・所定の様式 ◆組合所定の診断書と同様の受傷原因・受傷日・治療実日数等が記載された診断書（施術証明書）でも可能です。（必要項目の記載がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。）	○	○	△	
⑤ 同乗者証明書（交通事故証明書に同乗者の記載がない場合）	△			
⑥ 見舞金振込先口座の通帳（口座番号・名義が確認できるもの） ◆ゆうちょ銀行口座への振込には、通帳の銀行使用欄に記載の「他金融機関からの振込の受取口座」を使います。	○	○	○	○
⑦ 戸籍謄本及び死亡診断書（死体検案書）			○	
⑧ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑨ 住民票等（住所変更した場合は加入時の住所が確認できるもの）	△	△	△	△
⑩ 委任状（本人以外の代理人が請求手続きをする場合）	△	△	△	△

※②・④の書類は、写しに原本証明（原本保有の保険会社で証明）されたものでも可能です。

※③・④・⑤の用紙は、市役所・町村役場にありませう。

※一部の書類については組合ホームページからもダウンロードいただけます。

診断書料助成について（傷害1及び傷害2のみ対象）

見舞金請求で組合所定の診断書の原本を提出したときは、診断書1通あたり5千円（その他様式原本は3千円）が見舞金に加算されます。
 ※写しに原本証明されたものは対象となりません。

○は必要書類、△は場合により必要な書類